

令和7年度 足立区障がい者スポーツ活動助成金 申請手続きの流れ

注意！

- 助成金の申請は、対象となる経費の支払いを行う前に必ず申請が必要です。既に支払った経費の申請はできません。
- 申請できるのは令和7年度中、1回のみです。
- 普段使いできるような衣服類（Tシャツ、トレーナー、スニーカー等）の購入代金を申請する場合、スポーツのために使用することを確認するため、購入後、「購入した衣服類を着用して活動に参加している様子の写真」のご提出が必要となります。



① 申請条件の確認

申請される方

次の全てに当てはまるかご確認ください。

- ☐ 足立区内に住民登録がある
- ☐ 足立区の住民税（令和6年度・7年度賦課分で納付期間が過ぎているもの）の滞納がない
- ☐ 次のア、イのどちらかに当てはまる
 - ア 障害者手帳を持っている
 - イ 自立支援給付／児童通所／自立支援医療／難病医療費のいずれかの受給者証を持っている
- ※ いずれも申請日時時点で有効期間内のもの
- ☐ 申請予定の経費は次のア～カのいずれかに当てはまる
 - ア スポーツ用品の購入代金およびレンタル料
 - イ スポーツ施設などの使用料
 - ウ スポーツ大会・スポーツ教室などの参加費
 - エ スポーツサークルやスポーツクラブなどの会費
 - オ スポーツ傷害保険などの保険料
 - カ 活動場所への移動のための交通費
- ※ 複数の経費をまとめて申請することも可能です。
- ☐ 申請予定の経費は支払い前である
- ☐ 申請予定の経費は令和7年4月1日～令和8年3月31日に支払う

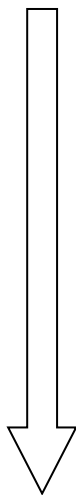


② 申請書類の提出

申請される方

次の書類を全て揃え、区にご提出ください。

- ☐ 交付申請書（様式第1号）
- ☐ 経費内訳資料（経費ごとの様式あり）
- ☐ 各経費の金額がわかる資料（見積書・カタログ・チラシの写し等）
 - ※ 交通費のみの申請の場合は提出不要です
- ☐ 障害者手帳 または 自立支援給付／児童通所／自立支援医療／難病医療費のいずれかの受給者証の写し
 - ※ 氏名、現住所、手帳や受給者証の有効期間（期限がある場合）が分かる面の写しが必要です



<受付期間>

令和7年4月1日（火）～令和8年3月20日（金）<必着>

<提出先>

〒120-8510 足立区中央本町1-17-1 南館3階 スポーツ振興課
FAX: 03-3880-6028

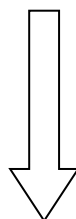
<提出方法>

- ①窓口持参 ②区ホームページからオンライン申請
- ③郵送 ④FAX

※ 窓口持参の場合は、平日の開庁時間中（8:30～17:00）にお越しください。



区役所



区役所

③ 申請内容の審査

不明な点があった場合、区役所から電話等で連絡することがあります。
また、審査の結果、申請いただいた経費の一部または全部が助成の対象とならない場合もありますので、ご注意ください。

※ 審査にあたり、3～10営業日程度、お時間をいただきます。

④ 交付決定通知書の送付

審査の結果、適当と認められる場合は、次の書類を申請者ご本人あてに送付いたします。

- 交付決定通知書（様式第3号）
- 実績報告書（様式第7号）
- 経費内訳書（②で提出いただいたもの）
- 領収書等貼付台紙
- 請求書兼口座振替依頼書（様式第9号）
- 委任状
- 購入物品の使用状況確認書類（写真）ご提出のお願い

※対象となる方のみに送付



申請される方

⑤ 対象経費の支払い・スポーツ活動の実施

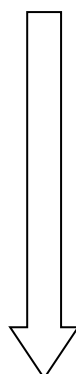
支払内容や金額に変更がある場合は、**支払い前**にご連絡ください。
（詳細はP.5をご確認ください）

⑥の際に提出いただく必要がありますので、経費の支払いの際に領収書・レシート等が発行される場合は、必ずお受け取りください。

【交通費の場合】

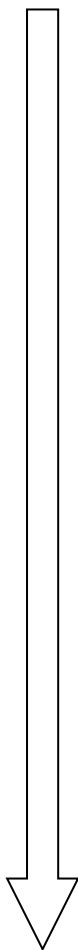
領収書・レシート等は不要です（発行されない場合があるため）。

代わりに、「当日スポーツ活動を行ったことを証明できる書類」が必要です。
施設使用料を支払った場合など、交通費の他に当日の活動でかかった経費がある場合には、その領収書などをご用意ください。活動を証明できる書類がない場合は、交付決定時に送付した「経費内訳書」の活動証明欄に、活動先の団体や施設から押印または署名を受けてください。





申請される方



⑥ 実績報告・請求書類の提出

対象経費の支払いが全て終わったら、次の書類を全て揃え、区にご提出ください。

- ☐ 実績報告書（様式第7号）
- ☐ 経費内訳書
- ☐ 対象経費全て（交通費を除く）の領収書・レシート等、「支払額」「支払日」「支払先」の3点が確認できるもの
- ☐ 請求書兼口座振替依頼書（様式第9号）
- ☐ 委任状

※請求書兼口座振替依頼書の請求者と口座名義人が異なる場合のみ提出

- ☐ 購入した衣服類を着用して活動に参加している様子の写真

※④交付決定通知書の送付の際、提出を求められた方のみ提出

<提出締切>

令和8年3月31日（火）<必着>

<提出先>

〒120-8510 足立区中央本町1-17-1 南館3階 スポーツ振興課
FAX：03-3880-6028

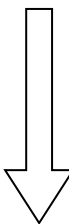
<提出方法>

- ①窓口持参 ②区ホームページからオンライン申請
- ③郵送 ④FAX

※ 窓口持参の場合は、平日の開庁時間中（8：30～17：00）にお越しください。



区役所



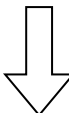
⑦ 実績内容の審査

不明な点があった場合、区役所から電話等で連絡することがあります。また、審査の結果、申請いただいた経費の一部または全部が助成の対象とならない場合もありますので、予めご注意ください。

※ 審査にあたり、3～10営業日程度、お時間をいただきます。



区役所



⑧ 助成金額確定通知書の送付

審査の結果、適当と認められる場合には、「助成金額確定通知書」を報告者ご本人あてに送付いたします。



区役所

⑨ 助成金の交付

指定いただいた口座へ助成金の振込手続きを行います。

※ 助成金額確定通知書の送付後、1週間程度、お時間をいただきます。

その他 助成金申請にあたって

助成額はどのように決定するのか。	次の項目ごとに算出した金額を合計し、<u>上限1万円まで</u>を助成します。 <table border="1" data-bbox="564 378 1465 676"> <thead> <tr> <th>項目</th><th>計算方法</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>交通費以外の経費</td><td>適当と認められた経費を合計した金額の1／2の金額（100円未満切り捨て）</td></tr> <tr> <td>交通費</td><td>適当と認められた活動場所までの移動1回につき300円 ※ かかった経費にかかわらず一律300円</td></tr> </tbody> </table> 例1 1万円のテニスラケットを購入した場合 1万円×1／2 ＝ <u>5千円を助成</u> 例2 3万円のテニスラケットを購入した場合 3万円×1／2 ＝ 1万5千円となるが、 上限額に達するため、<u>1万円を助成</u> 例3 参加費無料のスポーツ教室にバスで10回通った場合 300円×10回 ＝ <u>3千円を助成</u>	項目	計算方法	交通費以外の経費	適当と認められた経費を合計した金額の1／2の金額（100円未満切り捨て）	交通費	適当と認められた活動場所までの移動1回につき300円 ※ かかった経費にかかわらず一律300円
項目	計算方法						
交通費以外の経費	適当と認められた経費を合計した金額の1／2の金額（100円未満切り捨て）						
交通費	適当と認められた活動場所までの移動1回につき300円 ※ かかった経費にかかわらず一律300円						
どのようなスポーツ活動が対象となるのか。	次のような運動・スポーツが対象となります。 （例）アーチェリー／ウォーキング／空手／筋力トレーニング／剣道／ゴルフ／サウンドテーブルテニス／サッカー／射撃／柔道／水泳／スポーツ吹き矢／体操／卓球／ダンス／テニス／トランポリン／バスケットボール／バドミントン／バレーボール／フライングディスク／ボッチャ／マラソン／野球／ヨガ／陸上競技 など						
どのようなスポーツ用品が対象となるのか。	次のようなものが対象となります。 ● 特定の競技に使用する用具 （例）ボール／ラケット／スポーツ用車いす／スポーツ義足 ● スポーツ活動のために使用する衣服類 （例）ユニフォーム／水着／道着／スポーツシューズ ※Tシャツ、トレーナー、スニーカー等も、運動・スポーツのために購入する場合、対象となります。ただし、確認のため、「購入した衣服類を着用して活動に参加している様子の写真」のご提出が必要となります。 ● スポーツ活動のために使用する医薬品 （例）テーピング／サポーター／冷却スプレー						
足立区外でのスポーツ活動でも対象となるのか。	足立区外での活動であっても対象となります。						

交通費が対象となるのは公共交通機関を利用したときのみか。	電車・バス・タクシー等の公共交通機関だけでなく、<u>自家用車やバイクでの移動の場合も</u>、スポーツ活動のための移動であれば対象となります。 ※ 同居のご家族が送迎する場合も対象となります。 ※ 自転車・キックボード（電動含む）は対象外です。
スポーツ観戦の交通費は対象となるのか。	観戦のみの場合は対象となりません。
交付決定を受けた後に、支払う経費の内容や金額が変わる場合はどうしたらよいか。	（１）次のいずれかに該当する場合は、変更手続きが必要です。 対象経費の<u>支払い前に</u>、スポーツ振興課へご連絡ください。 ● 支払う経費の金額が申請のときよりも増える 例 1万円のテニスラケットの購入について申請したが、もっと性能のいい2万円のラケットを買いたい ● 金額は変わらない（または減る）が経費の内容自体が変わる 例 1万円のテニスラケットの購入について申請したが、気が変わって1万円のランニングシューズを買いたい （２）支払う経費の内容が同一で、かつ金額が申請のときよりも減る場合は、変更手続きは不要です。 例 1万円のテニスラケットの購入について申請したが、購入時セール中のため、金額が8千円になっていた （３）既に申請したもののの中に、支払済みのものがある場合には、変更をお受けすることができません。
口座振込などのため、レシートや領収書が発行されない場合はどうしたらよいか。	次のいずれかをご提出ください。 ● 振込明細書 ● 通帳の写し（表紙及び該当するページのみ） ● クレジット会社発行の利用明細 ● その他「支払額／支払日／支払先」の3点が確認できるもの
交通費の請求の場合に必要な「当日スポーツ活動を行ったことを証明できる書類」とはどのようなものか。	例えば次のようなものが考えられます。 ● 大会の参加証 ● 施設の利用券 ● 大会・教室の参加費や施設使用料の領収書

問い合わせ先

足立区スポーツ振興課 スポーツコンシェルジュ担当

足立区中央本町1-17-1 足立区役所 南館3階

電話 03-3880-6205 FAX 03-3880-6028

メール sports@city.adachi.tokyo.jp